

## 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例等の一部改正(案)の概要について

### 1 改正の理由

市長等の給料を減額する期間を延長するためのものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例の一部改正

平成22年4月1日以降の給料月額等

職名	条例本則の 給料月額	H14.4.1～H16.3.31 H16.4.1～H18.3.31		H18.4.1～H22.3.31		H22.4.1～H26.3.31	
		給料月額	削減額 (削減率)	給料月額	削減額 (削減率)	給料月額	削減額 (削減率)
市長	1,135,000	1,076,000	59,000 (5%)	1,021,000	114,000 (10%)	1,021,000	114,000 (10%)
副市長 (H19.3.31までは 助役)	915,000	869,000	46,000 (5%)	823,000	92,000 (10%)	823,000	92,000 (10%)
常勤の 監査委員	590,000	560,000	30,000 (5%)	542,000	48,000 (8%)	542,000	48,000 (8%)

減額を延長する期間 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間

#### (2) 八戸市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正

平成22年4月1日以降の給料月額等

職名	条例本則の 給料月額	H14.4.1～H16.3.31 H16.4.1～H18.3.31		H18.4.1～H22.3.31		H22.4.1～H26.3.31	
		給料月額	削減額 (削減率)	給料月額	削減額 (削減率)	給料月額	削減額 (削減率)
教育長	763,000	724,000	39,000 (5%)	701,000	62,000 (8%)	701,000	62,000 (8%)

減額を延長する期間 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間

#### (3) 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正

平成22年4月1日以降の給料月額等

職名	条例本則の 給料月額	H14.4.1～H16.3.31 H16.4.1～H18.3.31		H20.4.1～H22.3.31		H22.4.1～H26.3.31	
		給料月額	削減額 (削減率)	給料月額	削減額 (削減率)	給料月額	削減額 (削減率)
病院事業 管理者	860,000	-	-	791,000	69,000 (8%)	791,000	69,000 (8%)

八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例は、平成20年4月1日から施行

減額を延長する期間 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間

### 3 施行期日

平成22年4月1日